

青梅市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

社会経済情勢の変化への対応を目的として、実態に即した効率的かつ適正な旅費の支給を行うため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目およびその支給方法等の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

青梅市職員の旅費に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員、」を「職員ならびに」に改め、「教育長（以下）」の次に「これらを」を加える。

第 2 条を削る。

第 2 条の 2 第 3 号中「在勤庁」の次に「（任命権者またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条に次の 3 号を加える。

(4) 赴任 新たに採用された一般職の職員がその採用に伴う移転のため住所もしくは居所から在勤庁に旅行し、または転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行にかかる役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行にかかる旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第2項において同じ。）を締結したものをいう。

(6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条の2を第2条とする。

第13条を第22条とする。

第12条を削る。

第11条中「市長は第3条、第4条および第4条の2の規定により支給する旅費につき、明らかに調整を要する場合は必要な調整を加えて、支給しなければならない。」を「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他旅行における特別の事情によりまたは旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

第11条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（旅費の返納）

第20条 支出担当者等は、旅行者または旅行役務提供者がこの条例またはこれにもとづく市規則の規定に違反して、旅費の支給または旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならない。

(通勤手当との調整)

第21条 旅行者が、青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）第9条に規定する通勤手当またはこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等が支給される区間が含まれるときは、その重複する区間にかかる旅費は支給しない。

第10条の3の見出し中「外国」の次に「への出張にかかる」を加え、同条中「予算の範囲内で」を「国家公務員の例に準じて」に改め、同条を第18条とする。

第7条から第10条の2までを削る。

第6条の7を次のように改める。

(家族移転費)

第6条の7 家族移転費の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

3 家族移転費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第6条の7を第17条とする。

第6条の6を次のように改める。

(着後滞在費)

第6条の6 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数にかかる宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。

2 着後滞在費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第6条の6を第16条とする。

第6条の5を次のように改める。

(転居費)

第6条の5 転居費の額は、次の各号に規定する方法により算定する額による。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (3) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 2 職員または家族が他から赴任にかかる旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。
- 3 転居費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第6条の5を第15条とする。

第6条の4を次のように改める。

(その他の交通費)

第6条の4 その他の交通費の額は、第5条第2項に規定するもの以外の陸路による移動に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた場合または天災その他やむを得ない事情による場合に限る。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料

(4) 前3号に掲げる費用以外の費用について、実費額によることができない場合には、路程1キロメートル当たり37円の費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項第2号、第3号および第5号に規定するその他の交通費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第6条の4を第11条とし、同条の次に次の3条を加える。

（宿泊費）

第12条 宿泊費の額は、別表に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）の範囲内における実費額による。

2 宿泊費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費の額は、移動にかかる交通費および宿泊に要する宿泊費の合計額の実費額による。ただし、最も経済的な通常の経路および方法により算出した移動にかかる費用と宿泊費基準額との合計額よりも安価な場合に限り、これを支給する。

2 包括宿泊費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当の額は、1夜当たり2,400円の定額を支給する。

ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第12条に規定する宿泊費に朝食または夕食にかかる費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 定額の3分の2の額

(2) 第12条に規定する宿泊費に朝食および夕食にかかる費用に相当するものが含まれる場合 定額の3分の1の額

(3) 移動中の宿泊において、鉄道賃、船賃、航空賃またはその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれている場合 定額の3分の1の額

第6条の3に見出しとして「（航空賃）」を付し、同条中「現に支払った」を削り、「旅客運賃」の次に「のほか、座席指定料金およびこれらに付随する費用」を加え、同条に次の2項を加える。

2 座席指定料金は、公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた場合に限り支給する。

3 航空賃は、運賃の等級およびその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第6条の3を第10条とする。

第6条の2に見出しとして「（船賃）」を付し、同条中「および」を「のほか、」に改め、「特別船室料金」の次に「、寝台料金、座席指定料金およびこれらに付随する費用」を加え、同条に次の3項を加える。

2 特別船室料金は、市長等またはそれに随行する一般職の職員が出張し、かつ、当該特別車両料金を徴する客船を利用する場合に限り、支給する。

3 寝台料金および座席指定料金は、当該特別船室料金を徴する客船を利用する場合で、公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めたときに限り、支給する。

4 船賃は、運賃の等級およびその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第6条の2を第9条とする。

第6条に見出しとして「（鉄道賃）」を付し、同条第1項中「および」を「、寝台料金、」に改め、「座席指定料金」の次に「およびこれらの費用に付随する費用」を加え、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」を「公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「および」を「、」に改め、「副市長」の次に「および教育長（以下「市長等」という。）またはそれに随行する一般職の職員」を加え、同条第4項中「座席指定料金」を「寝台料金および座席指定料金」に、「片道100キロメートル以上の」を「公務の

ため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第2項から前項までに規定する鉄道賃は、運賃の等級およびその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第6条を第8条とする。

第5条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、前条および第8条から第17条までに定める種目および内容にもとづき、」を加え、「出張」を「旅行」に、「困り」を「より」に改め、「には」の次に「、」を加え、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者または概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書または精算書（当該請求書または精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。

第4条および第4条の2を削る。

第3条の見出しを「（旅費の種目）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「旅費は」を「旅費の種目は、」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「鉄道の利用による路程に応じ旅客運賃等」を「、次に掲げる鉄道を利用する移動に要する費用について、実費額」に改め、同項を同条第2項とし、同項に次の2号を加える。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道およびこれに類するもの

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道およびこれに類するもの

第3条第4項中「船舶の利用による路程に応じ旅客運賃等」を「、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶およびこれに類するものを利用する移動に要する費用

について、実費額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「航空機の利用による路程に応じ旅客運賃等」を「、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機およびこれに類するものを利用する移動に要する費用について、実費額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「車賃は自動車等の利用による路程に応じ1キロメートル当たりの定額または実費額」を「その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額または路程に応じ1キロメートル当たりの定額」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「宿泊料は出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額」を「宿泊費は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合において、旅行中の宿泊に要する費用について、実費額」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項を削り、同条に次の5項を加える。

7 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（朝食にかかる費用および夕食にかかる費用を含む。）について、1夜当たりの定額により支給する。ただし、第14条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

9 転居費は、次の各号に該当する職員のうち市長が特に必要と認めるものに対し、赴任に伴う転居に要する費用について支給する。この場合において、第2項から前項までに定める旅費を合わせて支給する。

(1) 市が必要とする職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所または居所を移転した場合

(2) 転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため、住所または居所を移転した場合

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在にかかる費用について支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について支給する。

第3条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 市が旅行役務提供契約にもとづき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、前項に規定する職員に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、旅行命令権者の旅行命令によつて行わなければならない。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第12条関係)

区分	市長等またはそれに随 行する一般職の職員	一般職の職員
埼玉県・東京都・京 都府	円 27,000	円 19,000
福岡県	25,000	18,000
千葉県	24,000	17,000
神奈川県・新潟県	22,000	16,000
香川県	21,000	15,000
熊本県	20,000	14,000
北海道・岐阜県・大 阪府・広島県	18,000	13,000
山梨県・兵庫県・宮 崎県・鹿児島県	17,000	12,000
青森県・秋田県・茨 城県・富山県・長野 県・愛知県・滋賀県・ 奈良県・和歌山県・ 高知県・佐賀県・長 崎県・大分県・沖縄 県	15,000	11,000

宮城県・山形県・栃木県・群馬県・福井県・岡山県・徳島県・愛媛県	14,000	10,000
岩手県・石川県・静岡県・三重県・島根県	13,000	9,000
福島県・鳥取県・山口県	11,000	8,000

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に改正後の条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の青梅市職員の旅費に関する条例第12条の規定による出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第20条の規定は、改正後の条例またはこれにもとづく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当」に改める。

(青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に出張命令等が発した旅行については、なお従前の例に

よる。

(青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料および食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当」に改める。

第5条の2中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

(青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例による改正後の青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に出張命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

(調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 8 調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例(昭和26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、車賃および日当」を「およびその他の交通費」に改める。

(調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例による改正後の調査等に出頭した者および公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に出張命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

(青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 10 青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料および食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費および宿泊手当」に、同条第4項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

（青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 1 この条例による改正後の青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、施行日以後に旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に出張命令等を発した旅行については、なお従前の例による。